

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>（省略）</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び関税法施行規則第1条の3第1号、第4条の5第1号、第7条の4第1号、第8条の3第1号、第8条の5第1号、第9条の8第1号に規定する部門における責任者（以下「各部門の責任者」という。）を含む。）の名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認申請</p> <p>① 関税法基本通達7の2-5(2)ホからルまでに掲げる事項</p> <p>② （省略）</p> <p>(2) 特定保税承認者の承認申請</p> <p>①及び② （省略）</p> <p>③ 申請者が貨物管理業務の一部を「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先に委託している場合（関税法基本通達34の2-11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その委託を受けた者の名又は名称及び住所又は居所並びに業務委託に関する契約の内容等</p> <p>④及び⑤ （省略）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）</p> <p>（同左）</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業員を含む。）の名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認申請</p> <p>① 関税法基本通達7の2-5(2)ホからヲまでに掲げる事項</p> <p>② （同左）</p> <p>(2) 特定保税承認者の承認申請</p> <p>①及び② （同左）</p> <p>③ 申請者が貨物管理業務の一部を申請者以外の人に委託している場合（関税法基本通達34の2-11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の名又は名称、住所又は居所、責任者の名及び業務委託に関する契約の内容等</p> <p>④及び⑤ （同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 特定保税運送者の承認申請 ①～⑤ （省略） ⑥ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 2 の 1 ⑤及 <u>び 4 ⑤に規定する委託先</u> ⑦ （省略）</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請 ① 関税法基本通達 67 の 3-4(2)ホからマまでに掲げる事項 ② （省略）</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請 ①～⑧ （省略） ⑨ <u>特定製造貨物の管理（通関業務を含む。）を関連会社等に委託し ている場合の委託先</u> ⑩ （省略）</p> <p>(6) 認定通関業者の認定申請 ①～⑥ （省略） ⑦ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 2 の 1 ⑤及 <u>び 4 ⑤に規定する委託先</u> ⑧ （省略） （省略）</p>	<p>(3) 特定保税運送者の承認申請 ①～⑤ （同左） <u>（新規）</u></p> <p>⑥ （同左）</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請 ① 関税法基本通達 67 の 3-4(2)ホからマまでに掲げる事項 ② （同左）</p> <p>(5) 認定製造者の認定申請 ①～⑧ （同左） <u>（新規）</u></p> <p>⑨ （同左）</p> <p>(6) 認定通関業者の認定申請 ①～⑥ （同左） <u>（新規）</u></p> <p>⑦ （同左） （同左）</p>
<p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>（省略） <添付書類> 変更届には、次の書類を添付する。 イ （省略） ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の 内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴 また、届出者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を 含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形 式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/R Wに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都</p>	<p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>（同左） <添付書類> 変更届には、次の書類を添付する。 イ （同左） ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の 内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴 また、<u>履歴のうち</u>、届出者（法人である場合にはその役員及び各部 門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別につい ては、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、 CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</p> <p>（省略）</p> <p><添付書類等></p> <p>（省略）</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</p> <p><添付書類等></p> <p>（省略）</p> <p>また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>る。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）</p> <p>（同左）</p> <p><添付書類等></p> <p>（同左）</p> <p>また、<u>履歴のうち</u>、申請者（法人である場合にはその役員及び<u>主要な従業員</u>を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>特定保税承認者の承認の更新申請書（C-9130）</p> <p><添付書類等></p> <p>（同左）</p> <p>また、<u>履歴のうち</u>、申請者（法人である場合にはその役員及び<u>主要な従業員</u>を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>